

枚方市文化財保護条例（抜粋）

平成5年12月17日

条例第27号

第5章 枚方市文化財保護審議会

（設置）

第29条 市長の附属機関として、枚方市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第30条 審議会は、委員若干人で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

第31条 審議会は、その担当事務を処理するため必要があると認めるときは、市長その他関係者に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（組織及び運営事項の委任）

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則規則で定める。

枚方市文化財保護条例施行規則（抜粋）

令和2年3月31日

規則第24号

（会長及び副会長）

第15条 枚方市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。